

**【新設】（通則法第 11 条による提出期限の延長との関係）**

2-71 通算法人又は他の通算法人のいずれかについて通則法第 11 条《災害等による期限の延長》の規定に基づき通則法令第 3 条第 1 項又は第 2 項《災害等による期限の延長》の規定による確定申告書の提出期限の延長がされた場合において、災害その他やむを得ない理由により、当該通算法人又は他の通算法人のいずれかについて、決算が確定しないため、又は通算法人向け規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、確定申告書その延長された期限までに提出することができないと認められるときは、当該期限を法第 75 条第 8 項第 1 号《確定申告書の提出期限の延長》の規定により読み替えて適用される同条第 2 項の規定による申請書の提出期限として同条（第 5 項を除く。）の規定を適用することができるものとする。この場合には、税務署長は遅滞なく延長又は却下の処分を行うものとし、また、同条第 7 項の規定の適用については、同項中「当該事業年度終了の日の翌日以後 2 月を経過した日から同項」とあるのは、「国税通則法施行令第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定された期限の翌日から第 1 項」と読み替える。

**【解説】**

1 国税通則法では、災害その他やむを得ない理由により国税に関する法律に基づく申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認められるときは、国税庁長官、国税局長又は税務署長は、その理由がやんだ日から 2 月以内に限り、その期限を延長できることとされている（通法 11、以下「通則法の期限延長」という。）。一方、法人税法では、単体納税制度における確定申告書の提出期限の延長（法 75、以下「本制度」という。）において、災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため確定申告書その提出期限までに提出することができないと認められる場合には、国税通則法の規定によりその提出期限が延長される場合を除き、納税地の所轄税務署長は、法人の申請に基づき、期日を指定してその提出期限を延長することができることとされている（法 75①）。

ここで、国税通則法第 4 条《他の国税に関する法律との関係》において、この法律に規定する事項で他の国税に関する法律に別段の定めがあるものは、その定めるところによるものとされているところ、上記の通則法の期限延長の規定と本制度の規定の相互関係はやや明確さを欠くおそれがあることから、国税通則法に定める地域指定（通令 3 ①）又は対象者指定（通令 3 ②）の規定による期限の延長があった場合でも、災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため確定申告書その延長された期限までに提出することができないと認められるときは、地域指定又は対象者指定により延長された期限を法人税法の災害等による期限の延長申請書の提出期限としてその適用を受けることができる旨を、法人税基本通達 17-1-3 《通則法第 11 条による提出期限の延長との関係》において明らかにしている。

なお、個別指定（通令 3 ③）の規定による期限の延長は、もともと本制度とは選択的に適用されることとなっていることから、この取扱いの対象外としている。

2 グループ通算制度における本制度についても、基本的に上記1の単体納税制度と同様の規定により取扱いが定められているところ、単体納税制度適用法人に係る上記1の通達に定める取扱いをグループ通算制度適用法人については認めない理由はないと考えられる。したがって、本通達において、グループ通算制度適用法人についてもこの法人税基本通達17-1-3で定める取扱いと同様となることを明らかにしている。

また、同通達の後段の定め（①同通達の前段で定める申請書の提出があった場合には、税務署長は遅滞なく延長又は却下の処分を行うこと、②延長申請が認められた場合の利子税の取扱い（法75⑦）に係る起算日等の所要の読替え）についても、本通達の後段においてこれと同様に定めている。

3 なお、本通達では、確定申告書の提出期限までに確定申告書を提出できない理由で本通達に定める取扱いに係る延長申請理由として認められるものについて、グループ通算制度適用法人が本制度を適用するに当たり必要な法令上の所要の読替えを反映するなどの所要の書き振りの変更を行っている。